

第10回 木曾川文化圏市町合併協議会

と き 平成15年11月28日(金)

午後2時から

ところ 各務原市産業文化センター

8階 第1特別会議室

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 題

継続協議事項

協議第37号 高齢者福祉事業の取扱いについて

協議事項

協議第47号 事務組織及び機構の取扱いについて

協議第48号 消防防災関係事業(常備消防・消防団)の取扱いについて

協議第49号 社会教育事業(スポーツ関係施設)の取扱いについて

協議第50号 姉妹都市・国際交流事業(海外派遣事業等)の取扱いについて

4. その他

確認事項

「合併協議項目」の協議状況について

第11回以降の合併協議会開催日程等について

5. 閉 会

協議事項

第10回 木曾川文化圏市町合併協議会

事務組織及び機構の取扱いについて（案）

現在の川島町役場については、適切な住民サービスを提供するため、（仮称）川島振興局を設置する。

なお、各務原市の「事務組織及び機構」については、現行のまま存続する。

調整方針

専門部会 企画財政部会

協議項目	事務組織及び機構の取扱い	協議細目	事務組織及び機構の取扱い
調整の方針	現在の川島町役場については、適切な住民サービスを提供するため、（仮称）川島振興局を設置する。なお、各務原市の「事務組織及び機構」については、現行のまま存続する。		

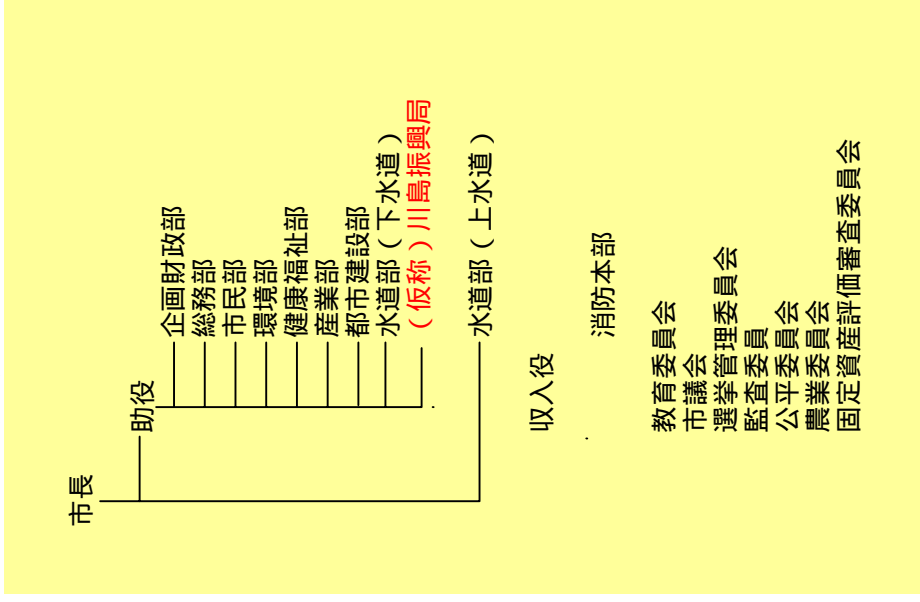
合併後以下の方針により（仮称）川島振興局を設置する。

適切な住民サービスを提供
地域の課題の迅速かつ的確な対応
合併後の事務の円滑化

<実施する事務はおおむね次のとおりとする>

- ・庁舎、財産の管理に関すること
- ・広聴、自治組織（町内会）に関すること
- ・各種相談に関すること
- ・川島地区の道路等の維持補修に関すること
- ・戸籍、住民基本台帳、国民年金資格、国民健康保険、介護保険に関すること
- ・印鑑登録、身分証明書等に関すること
- ・埋火葬の許可に関すること
- ・市税に関する証明書の交付に関すること
- ・市税、上下水道、国民健康保険料の収納に関すること
- ・老人福祉、児童福祉、母子福祉、身体障害者福祉、生活保護等に関すること

新市行政組織図



《参考》

新市における川島地区の主要公共施設	【川島町役場】	【川島町保健センター】
各務原市（仮称）川島振興局	【川島町公民館】	【川島町公民館】
各務原市川島健康福祉センター	【川島町生きがいセンター】	【川島町生きがいセンター】
各務原市川島公民館	【川島町ほんの家】	【川島町ほんの家】
各務原市川島生きがいセンター	【川島町ふるさと史料館】	【川島町ふるさと史料館】
各務原市川島ほんの家	【川島町ふるさと史料館】	【川島町ふるさと史料館】
各務原市川島ふるさと史料館	【川島町ふるさと史料館】	【川島町ふるさと史料館】
各務原市（仮称）川島学校給食センター	【川島町ふるさと史料館】	【川島町ふるさと史料館】

【 】内は現在の名称です

消防防災関係事業（常備消防・消防団）の取扱いについて（案）

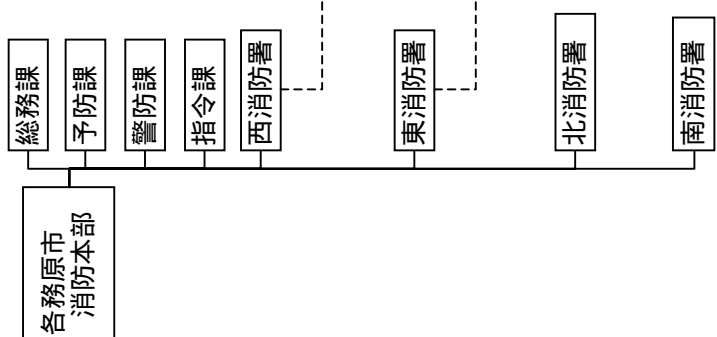
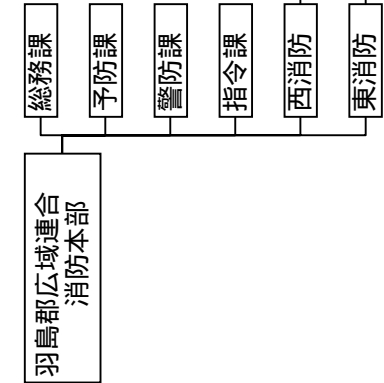
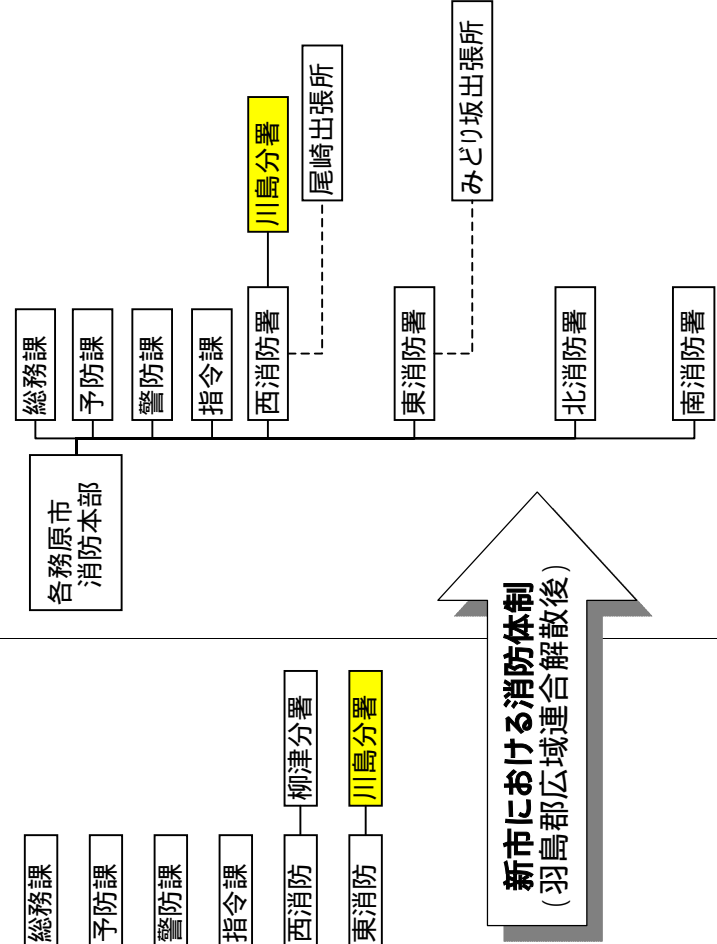
常備消防については、羽島郡広域連合の解散と同時に新市へ引き継ぐものとする。消防体制については、現体制以上の強化が図られるよう新市において決定する。

消防団については、各務原市の現行制度に統一する。

なお、統一により格差の生じる川島地区の消防団員の報酬等については、緩和措置を講ずる。

調整方針

専門部会 消防部会

協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	消防防災関係事業（常備消防・消防団）
調整の方針	<p>常備消防については、羽島郡広域連合の解散と同時に新市へ引き継ぐものとする。消防体制については、現体制以上の強化が図られるよう新市において決定する。</p> <p>消防団については、各務原市の現行制度に統一する。なお、統一により格差の生じる川島地区の消防団員の報酬等については、緩和措置を講ずる。</p>		
常備消防	各務原市	川島町	調整方針
1. 組織			
【参考】	<p>岐阜市広域合併協議会における常備消防の調整方針（抜粋）</p> <p>「（１）羽島市の常備消防については、現行の署体制を岐阜市に引き継ぐものとする。また、羽島郡広域連合の常備消防については解散し、柳津町、笠松</p>		

新市における消防体制
(羽島郡広域連合解散後)

調整方針

専門部会 消防部会

協議項目		#REF!	川島町	協議細目	#REF!	調整方針																																												
消防団	各務原市																																																	
1. 名称	各務原市消防団		川島町消防団			各務原市消防団とする。 各務原市の任用要件に「又は勤務」を加え統一する。																																												
2. 任用要件	本市に居住する年齢満18歳以上の者 志操堅固で、かつ、身体強健な者		当該消防団の区域内に居住し、又は勤務する者 年齢20歳以上の者 志操堅固で、かつ、身体強健な者			本市に居住又は勤務する年齢満18歳以上の者 志操堅固で、かつ、身体強健な者																																												
3. 組織及び定数	定員600人、9分団、17部、55班体制		定員120人、6分団体制			川島町消防団は、再編し(2分団、6部、6班体制)、各務原市消防団に統合する。また、新市においての定員を690名(11分団、23部、61班体制)とする。ただし、平成16年度については、それぞれ旧市の現行制度のとおりとする。																																												
				<table border="1"> <tr> <td>団長</td> <td>1人</td> <td>副団長</td> <td>5人</td> <td>分団長</td> <td>9人</td> <td>副分団長</td> <td>9人</td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>17人</td> <td>班長</td> <td>55人</td> <td>団員</td> <td>504人</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	団長	1人	副団長	5人	分団長	9人	副分団長	9人	部長	17人	班長	55人	団員	504人			<table border="1"> <tr> <td>団長</td> <td>1人</td> <td>副団長</td> <td>2人</td> <td>分団長</td> <td>6人</td> <td>副分団長</td> <td>6人</td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>10人</td> <td>班長</td> <td>18人</td> <td>団員</td> <td>77人</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	団長	1人	副団長	2人	分団長	6人	副分団長	6人	部長	10人	班長	18人	団員	77人			<table border="1"> <tr> <td>団長</td> <td>1人</td> <td>副団長</td> <td>6人</td> <td>分団長</td> <td>11人</td> <td>副分団長</td> <td>23人</td> <td>部長</td> <td>61人</td> <td>団員</td> <td>577人</td> </tr> </table>	団長	1人	副団長	6人	分団長	11人	副分団長	23人	部長	61人	団員	577人
団長	1人	副団長	5人	分団長	9人	副分団長	9人																																											
部長	17人	班長	55人	団員	504人																																													
団長	1人	副団長	2人	分団長	6人	副分団長	6人																																											
部長	10人	班長	18人	団員	77人																																													
団長	1人	副団長	6人	分団長	11人	副分団長	23人	部長	61人	団員	577人																																							

調整方針

専門部会 消防部会

協議項目		#REF!	#REF!
4. 報酬 (年額)	消防団	各務原市	川島町
	調整方針	<p>消防団員の報酬については、各務原市の現行制度に統一する。ただし、川島地区においては、平成16年度は川島町の現行制度とし、平成17、18、19年度に限り、各務原市の現行制度との差額分を補助金として消防団に交付する。</p>	
5. 費用弁償	消防団	各務原市	川島町
	調整方針	<p>費用弁償については、各務原市の現行制度に統一する。</p>	
6. 制服	消防団	各務原市	川島町
	調整方針	<p>制服については、各務原市の現行制度に統一する。ただし、平成16年度については、旧市町の現行制度とする。</p>	

協議項目	#REF!	#REF!
消防団	各務原市	川島町

職別	各務原市	川島町	調整方針
副団長	100,000円	50,000円	△
分団長	80,000円	50,000円	△
副分団長	40,000円	41,000円	△
副部長	31,000円	41,000円	△
班長	27,000円	41,000円	△
団員	21,500円	41,000円	△
音楽隊	35,000円	41,000円	△
自動車班	39,000円	41,000円	△

<補助金算出用報酬額>

職別	各務原市	川島町	補助金
副団長	100,000円	50,000円	50,000円
分団長	80,000円	50,000円	30,000円
副分団長	40,000円	41,000円	1,000円
副部長	31,000円	41,000円	10,000円
班長	27,000円	41,000円	14,000円
団員	21,500円	41,000円	19,500円

川島地区の消防団への補助金(年額)
A = 川島町の現行制度で試算した報酬額
B = 各務原市の制度を適用した場合で試算した報酬額
A : 3,699,000円 - B : 2,058,500円 = 1,640,500円

職別	各務原市	川島町	差額	緩和措置
副団長	100,000円	50,000円	50,000円	16
分団長	80,000円	50,000円	30,000円	17
副分団長	40,000円	41,000円	1,000円	18
副部長	31,000円	41,000円	10,000円	19
班長	27,000円	41,000円	14,000円	20
団員	21,500円	41,000円	19,500円	統一

項目	各務原市	川島町
出勤手当	1回 1,500円	1回 1,500円
訓練手当	1回 1,500円	1回 1,500円
警戒手当	1回 1,500円	1回 1,500円
出初式手当	1回 0円	1回 1,500円
機関員手当	1回 0円	1回 150,000円 (本部分団へ補助金として支払い)

国家消防庁の定める準則による。(団規則20)

正副団長、分団長および団員

- ・制服(上下)、制帽、ネクタイ
- ・活動服(上下)、活動帽
- ・ベルト(制服、活動服兼用)
- ・ヘルメット
- ・脚絆
- ・防火服(各班2年に1着)

正副団長、分団長のみ

- ・夏制服(上下)、夏制帽

規定はないが以下の服を貸与している。

正副団長及び団員

- ・夏作業着(上下)、夏作業帽
- ・冬作業着(上下)、冬作業帽
- ・ベルト
- ・長靴
- ・グローブ(ケブラー素材)
- ・ヘルメット、防火服(各分団5着)

正副団長のみ

- ・制服(上下)、ネクタイ、制帽

調整方針

専門部会 消防部会

協議項目	#REF!	#REF!	調整方針																																																														
消防団	各務原市	川島町																																																															
7. 退職報奨金	<p>各務原市非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例</p> <ul style="list-style-type: none"> 勤務年数が5年以上の退団者 (消防団員等公務災害等責任共済等に関する法律施行令の基準による金額) <table border="1" data-bbox="414 616 699 1680"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="5">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>5年以上 10年未満</th> <th>10年以上 15年未満</th> <th>15年以上 20年未満</th> <th>20年以上 25年未満</th> <th>25年以上 30年未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長</td> <td>187,000円</td> <td>292,000円</td> <td>407,000円</td> <td>542,000円</td> <td>727,000円</td> </tr> <tr> <td>副団長</td> <td>177,000円</td> <td>277,000円</td> <td>377,000円</td> <td>482,000円</td> <td>657,000円</td> </tr> <tr> <td>分団長</td> <td>167,000円</td> <td>262,000円</td> <td>357,000円</td> <td>457,000円</td> <td>607,000円</td> </tr> <tr> <td>副分団長</td> <td>162,000円</td> <td>247,000円</td> <td>332,000円</td> <td>422,000円</td> <td>572,000円</td> </tr> <tr> <td>部長及び班長</td> <td>152,000円</td> <td>227,000円</td> <td>302,000円</td> <td>382,000円</td> <td>512,000円</td> </tr> <tr> <td>団員</td> <td>142,000円</td> <td>212,000円</td> <td>282,000円</td> <td>357,000円</td> <td>467,000円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 勤務年数が3年以上5年未満の退団者なし 勤務年数が3年以上5年未満の退団者 <金額：平成15年度> <table border="1" data-bbox="758 645 912 1057"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>3年以上 4年未満</th> <th>4年以上 5年未満</th> <th>5年未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>分団長以上</td> <td>75,000円</td> <td>85,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>副団長以下</td> <td>60,000円</td> <td>75,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	階級	勤務年数					5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	団長	187,000円	292,000円	407,000円	542,000円	727,000円	副団長	177,000円	277,000円	377,000円	482,000円	657,000円	分団長	167,000円	262,000円	357,000円	457,000円	607,000円	副分団長	162,000円	247,000円	332,000円	422,000円	572,000円	部長及び班長	152,000円	227,000円	302,000円	382,000円	512,000円	団員	142,000円	212,000円	282,000円	357,000円	467,000円	階級	勤務年数			3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年未満	分団長以上	75,000円	85,000円		副団長以下	60,000円	75,000円		<p>川島町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例</p>	<p>退職報奨金については、各務原市の現行制度に統一する。</p>
階級	勤務年数																																																																
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満																																																												
団長	187,000円	292,000円	407,000円	542,000円	727,000円																																																												
副団長	177,000円	277,000円	377,000円	482,000円	657,000円																																																												
分団長	167,000円	262,000円	357,000円	457,000円	607,000円																																																												
副分団長	162,000円	247,000円	332,000円	422,000円	572,000円																																																												
部長及び班長	152,000円	227,000円	302,000円	382,000円	512,000円																																																												
団員	142,000円	212,000円	282,000円	357,000円	467,000円																																																												
階級	勤務年数																																																																
	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年未満																																																														
分団長以上	75,000円	85,000円																																																															
副団長以下	60,000円	75,000円																																																															
8. 消防団福祉共済・火災共済(年額)	<p>消防団員福祉共済、消防団員火災共済</p> <table border="1" data-bbox="1061 1303 1129 1742"> <thead> <tr> <th rowspan="2">福祉共済</th> <th colspan="2">掛け金</th> </tr> <tr> <th>(一人当り)</th> <th>負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉共済</td> <td>3,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>火災共済</td> <td>500円</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table>	福祉共済	掛け金		(一人当り)	負担額	福祉共済	3,000円	3,000円	火災共済	500円	500円	<p>消防団員福祉共済、消防団員火災共済</p> <table border="1" data-bbox="1061 645 1129 1084"> <thead> <tr> <th rowspan="2">福祉共済</th> <th colspan="2">掛け金</th> </tr> <tr> <th>(一人当り)</th> <th>負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉共済</td> <td>3,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>火災共済</td> <td>500円</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table>	福祉共済	掛け金		(一人当り)	負担額	福祉共済	3,000円	3,000円	火災共済	500円	500円	<p>消防団員の消防団福祉共済・火災共済については、各務原市の現行制度に統一する。ただし、川島地区については、平成16年度は川島町の現行制度とし、平成17、18、19年度に限り、各務原市の現行制度との差額分を補助金として消防団に交付する。</p>																																								
福祉共済	掛け金																																																																
	(一人当り)	負担額																																																															
福祉共済	3,000円	3,000円																																																															
火災共済	500円	500円																																																															
福祉共済	掛け金																																																																
	(一人当り)	負担額																																																															
福祉共済	3,000円	3,000円																																																															
火災共済	500円	500円																																																															
9. 消防協会	<p>各務原市消防協会</p> <ul style="list-style-type: none"> 協会費 評議員云々の階級とし、正のに額(一般云員：1,500円～10,300円)を団員が納入する。(個人負担) 	<p>羽島郡消防協会</p> <ul style="list-style-type: none"> 協会費 羽島郡四町の消防団員、羽島郡広域連合の消防職員等 羽島郡四町で人口、均等、団員数をもとに算出した額を町が負担している。 	<p>消防協会の現行制度に統一する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>福祉共済費：315,000円(年額) 消防協会費：157,600円(年額)</p> <p>羽島郡消防協会については、羽島郡広域連合の動向にあわせ調整する。</p> </div>																																																														

社会教育事業（スポーツ関係施設）の取扱いについて（案）

川島地区の「スポーツ関係施設」の休業日・使用時間・利用者の制限については、個別の施設ごとに新市において決定する。

使用料については、平成17年度は現行制度のままとし、施設の規模・性格を勘案しながら、個別の施設ごとに調整し、平成18年度以降に新市において見直しを行う。

なお、各務原市の「スポーツ関係施設」については、現行制度のまま存続する。

調整方針

専門部会 教育部会

協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	スポーツ関係施設)
調整の方針	川島地区の「スポーツ関係施設」の休業日・使用時間・利用者の制限については、個別の施設ごとに新市において決定する。使用料については、平成17年度は現行制度のままとし、施設の規模・性格を勘案しながら、個別の施設ごとに調整し、平成18年度以降に新市において見直しを行う。なお、各務原市の「スポーツ関係施設」については、現行制度のまま存続する。		
施設名	川島町	参考：各務原市の類似施設	調整方針
1. 学校開放施設	川島中学校格技場	那加中学校武道場（他、6中学校武道場）	川島地区の「学校開放施設」の休業日、使用時間及び利用者の制限については、それぞれの実情と施設の規模を勘案しながら、新市において決定する。
休業日	毎週、月曜日・年末年始（12月29日～1月3日）	学校教育に支障のある日	使用料の取扱いは、第7回合併協議会 協議第34号「使用料については...施設の規模や性格を勘案し、個別に判断すべきものは、個別の施設ごとに決定する」の承認による
使用時間	4月～9月：午後7時～午後10時 10月～3月：午後6時30分～午後9時30分 土、日、祝日、長期休業日は、使用時間が異なる	日曜日、祝日、長期休業日 ：午前9時30分～午後9時30分 平日：午後6時30分～午後9時30分	
利用者の制限	10名以上の団体が町に在住、在勤者が8割以上の登録団体	市内在住、在勤、在学者が10人以上の団体	
使用料	無料	無料	
名称	川島中学校屋内運動場（体育館） 川島小学校屋内運動場（体育館）	那加中学校体育館 （他、小・中学校体育館）	
休業日	毎週、日・月曜日、年末年始（12月29日～1月3日）	学校教育に支障のある日	
使用時間	4月～9月：午後7時～午後10時 10月～3月：午後6時30分～午後9時30分 川島小学校屋内運動場（体育館）については、土、日、祝日、長期休業日は、使用時間が異なる	日曜日、祝日、長期休業日 ：午前9時30分～午後9時30分 平日：午後6時30分～午後9時30分	
利用者の制限	10名以上の団体が町に在住、在勤者が8割以上の登録団体	市内在住、在勤、在学者が10人以上の団体	
使用料	無料	無料	
名称	川島中学校テニスコート	各務原西高校庭球場	
休業日	毎週、日、月曜日・年末年始（12月29日～1月3日）	11月1日～3月31日	
使用時間	4月～9月：午後7時～午後10時 10月～3月：午後6時30分～午後9時30分	午後7時～午後9時	
利用制限	10名以上の団体が町に在住、在勤者が8割以上の登録団体 10名未満の団体の場合、個別表で在住、在勤者数を定めている	市内在住、在勤、在学者が10人以上の団体	
使用料	1面 1時間：100円	1面 1時間：820円	
名称	川島小中学校グラウンド	各務原市那加夜間屋外運動場（他、5中学校グラウンド）	
休業日	毎週、日、月曜日・年末年始（12月29日～1月3日）	11月1日～3月31日	
使用時間	4月～9月：午後7時～午後10時 10月～3月：午後6時30分～午後9時30分	午後6時30分～午後9時30分	
利用者の制限	10名以上の団体が町に在住、在勤者が8割以上の登録団体	利用制限なし	
使用料	1面 1時間：260円	1時間：2,060円	

調整方針

専門部会 教育部会

協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	社会教育事業（スポーツ関係施設）												
施設名	川島町	調整方針													
項目	川島町小網堤外グラウンド (少年サッカー場、少年野球場)	各務原市の類似施設													
名称	川島町小網堤外グラウンド (少年サッカー場、少年野球場)	各務原市勤労青少年運動場													
休業日	毎週月曜日・年末年始(12月29日～1月3日)	毎週木曜日(木曜日が祝日の場合は開業、翌日の金曜日と翌週の月曜日が休業) 祝日の翌日(祝日の翌日が土、日曜日の場合は開業、翌週の月曜日が休業) 年末年始(12月28日～1月4日)	「川島町小網堤外グラウンド」の休業日、使用時間及び利用者の制限については、施設の実情と規模を勘案しながら、新市において決定する。												
使用時間	午前8時30分～午後5時	4～8月 : 午前7時～午後7時 9、10、3月 : 午前7時～午後6時 11～2月 : 午前7時～午後5時													
利用者の制限	川島町スポーツ少年団のみ使用可能 (施設のスぺースが狭いため、一般の利用を制限している)	利用制限なし													
使用料	無料	無料													
名称	川島町総合スポーツ公園市民プール	各務原市民プール													
開設期間	7月10日～9月1日	6月最終日曜日～9月第1日曜日(屋外プール)													
休業日	毎週月曜日	毎週木曜日(木曜日が祝日の場合は開業、翌日の金曜日と翌週の月曜日が休業) ただし、教育委員会規則で定める小中学校の夏季休業日の間は休業しない 祝日の翌日(祝日の翌日が土、日曜日の場合は開業、翌週の月曜日が休業) 年末年始(12月29日～1月2日)	「川島町総合スポーツ公園市民プール」の休業日、使用時間及び利用者の制限については、施設の実情と規模を勘案しながら、新市において決定する。												
使用時間	午前10時～午後4時30分	午前9時～午後6時													
利用者の制限	利用制限なし	利用制限なし													
使用料	一般 : 300円 中学生以下 : 100円	<table border="1"> <tr> <td>1人1回</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>回数券</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>1人1回</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>回数券</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>1人1回</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>回数券</td> <td>3,000円</td> </tr> </table>	1人1回	800円	回数券	8,000円	1人1回	500円	回数券	5,000円	1人1回	300円	回数券	3,000円	使用料の取扱いは、第7回合併協議会の承認による
1人1回	800円														
回数券	8,000円														
1人1回	500円														
回数券	5,000円														
1人1回	300円														
回数券	3,000円														

調整方針

専門部会 教育部会

協議項目		各種事務事業の取扱い		協議細目		社会教育事業（スポーツ関係施設）																		
施設名		川島町		調整方針		調整方針																		
4. 川島町総合スポーツ公園多目的グラウンド	項目	川島町総合スポーツ公園多目的グラウンド		各務原市類似施設		「川島町総合スポーツ公園多目的グラウンド」の休業日、使用時間及び利用者の制限については、施設の実情と規模を勘案しながら、新市において決定する。																		
	名称	川島町総合スポーツ公園多目的グラウンド		各務原勤労者総合グラウンド		使用料の取扱いは、第7回合併協議会の承認による。																		
	休業日	毎週月曜日 年末年始（12月29日～1月3日）		毎週木曜日（木曜日が祝日の場合は開業、翌日の金曜日と翌週の月曜日が休業） 祝日の翌日（祝日の翌日が土、日曜日の場合は開業、翌週の月曜日が休業） 年末年始（12月28日～1月4日）																				
	使用時間	午前8時30分～午後5時		午前7時～午後9時30分（ナイター施設有り）																				
利用者の制限	10名以上の団体に町に在住、在勤者が8割以上の登録団体		利用制限なし																					
使用料	無料		<table border="1"> <tr> <td>被保険者</td> <td>1時間</td> <td>510円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>全日</td> <td>3,090円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1時間</td> <td>770円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>全日</td> <td>4,630円</td> </tr> <tr> <td>高校生以下</td> <td>1時間</td> <td>410円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>全日</td> <td>2,060円</td> </tr> </table>		被保険者	1時間	510円		全日	3,090円	その他	1時間	770円		全日	4,630円	高校生以下	1時間	410円		全日	2,060円		
被保険者	1時間	510円																						
	全日	3,090円																						
その他	1時間	770円																						
	全日	4,630円																						
高校生以下	1時間	410円																						
	全日	2,060円																						
5. 川島町総合スポーツ公園テニスコート	項目	川島町総合スポーツ公園テニスコート		各務原市おがせテニスコート		「川島町総合スポーツ公園テニスコート」の休業日、使用時間及び利用者の制限については、施設の実情と規模を勘案しながら、新市において決定する。																		
	名称	川島町総合スポーツ公園テニスコート		各務原市おがせテニスコート		使用料の取扱いは、第7回合併協議会の承認による。																		
	休業日	毎週月曜日 年末年始（12月29日～1月3日）		毎週木曜日（木曜日が祝日の場合は開業、翌日の金曜日と翌週の月曜日が休業） 祝日の翌日（祝日の翌日が土、日曜日の場合は開業、翌週の月曜日が休業） 年末年始（12月28日～1月4日）																				
	使用時間	午前8時30分～午後5時		6～8月：午前7時～午後7時 3～5、9、10月：午前8時～午後5時 1、2、11、12月：午前9時～午後4時																				
利用者の制限	10名以上の団体に町に在住、在勤者が8割以上の登録団体 10名未満の団体の場合、個別表で在住、在勤者数を定めている		利用制限なし																					
使用料	無料		1面 1時間：410円																					

調整方針

専門部会 教育部会

協議項目		各種事務事業の取扱い		協議細目		社会教育事業（スポーツ関係施設）																
施設名		川島町		川島町		調整方針																
6. 川島町総合スポーツ公園野球場	項目	川島町総合スポーツ公園野球場		各務原市民球場		「川島町総合スポーツ公園野球場」の休業日、使用時間及び利用者の制限については、施設の実情と規模を勘案しながら、新市において決定する。 使用料の取扱いは、第7回合併協議会の承認による																
	名称	川島町総合スポーツ公園野球場		各務原市民球場																		
	休業日	毎週月曜日 年末年始（12月29日～1月3日）		毎週木曜日（木曜日が祝日の場合は開業、翌日の金曜日と翌週の月曜日が休業） 祝日の翌日（祝日の翌日が土、日曜日の場合は開業、翌週の月曜日が休業） 12月15日～2月末日																		
	使用時間	午前8時30分～午後5時		4月1日～10月31日：午前7時～午後7時 11月1日～12月14日：午前9時～午後4時 3月1日～3月31日：午前9時～午後4時																		
	利用者の制限	10名以上の団体に町に在住、在勤者が8割以上の登録団体		利用制限なし																		
使用料	無料		<table border="1"> <tr> <td>一般</td> <td>1時間</td> <td>1,540円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>全日</td> <td>10,300円</td> </tr> <tr> <td>高校生</td> <td>1時間</td> <td>1,030円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>全日</td> <td>7,210円</td> </tr> <tr> <td>中学生以下</td> <td>1時間</td> <td>510円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>全日</td> <td>4,120円</td> </tr> </table>		一般	1時間	1,540円		全日	10,300円	高校生	1時間	1,030円		全日	7,210円	中学生以下	1時間	510円		全日	4,120円
一般	1時間	1,540円																				
	全日	10,300円																				
高校生	1時間	1,030円																				
	全日	7,210円																				
中学生以下	1時間	510円																				
	全日	4,120円																				

姉妹都市・国際交流事業（海外派遣事業等）の取扱いについて（案）

国際交流事業（海外派遣事業等）については、原則として、各務原市の制度に統一するものとする。

ただし、小学生の海外派遣事業など川島町国際交流協会が主体となって実施している事業については、新市において決定する。

調整方針

専門部会 産業部会

協議項目		各種事務事業の取扱い																			
調整の方針		協議細目 姉妹都市・国際交流事業（海外派遣事業等）																			
項目	区分	各務原市	川島町																		
1. 海外派遣事業	事業名	中学生海外派遣事業	川島町国際交流協会が主体となり小学生や中学生それぞれに対して派遣事業を実施している。																		
	目的	時代を担う青少年を海外に派遣し、諸外国に対する理解と国際協調の精神を養成し、国際的視野と高い市民意識をもった青少年の育成を図る。																			
	事業内容	市内在住の中学生を対象として、募集・選考を経て、海外に派遣する。派遣にかかる費用については、派遣中学生が約半額を負担する。	<p><参考> 川島町国際交流協会が主体となり小学生や中学生それぞれに対して派遣事業を実施している。</p> <p>事業名：ロサンゼルス体験研修（小学生） シドニー体験研修（中学生） 目的：児童生徒に国際交流の機会を提供する。 事業内容：川島町内の小・中学生を対象として募集し海外へ派遣する。渡航費、滞在費は協会が負担し、残りを個人負担している。 対象者：川島町在住の小・中学生 選考方法：書類審査、面接 実績：（平成15年度） 小学生8名：米国 カリフォルニア州（ロサンゼルス） 中学生5名：豪州 シドニー （その他） オイスカ岐阜支部との協力事業として「子供の森」植林事業として、中学生を対象にタイ（ランブーン県）での、植林活動を行っている。</p>																		
	対象者	各務原市在住の中学生																			
	選考方法	学校教育課、国際協会による選考委員会にて作文、面接を実施																			
2. 国際交流団体	実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>派遣先</th> <th>参加者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11</td> <td>米国 コタ州</td> <td>30名</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>米国 コタ州</td> <td>40名</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>米国多発テロにより中止</td> <td></td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>米国 カリフォルニア州ほか</td> <td>39名</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>米国 カリフォルニア州ほか</td> <td>40名</td> </tr> </tbody> </table>	年度	派遣先	参加者	11	米国 コタ州	30名	12	米国 コタ州	40名	13	米国多発テロにより中止		14	米国 カリフォルニア州ほか	39名	15	米国 カリフォルニア州ほか	40名	
	年度	派遣先	参加者																		
	11	米国 コタ州	30名																		
	12	米国 コタ州	40名																		
	13	米国多発テロにより中止																			
14	米国 カリフォルニア州ほか	39名																			
15	米国 カリフォルニア州ほか	40名																			
事業費	9,080千円(平成15年度予算) 内、参加者負担額4,000千円																				
団体名	各務原国際協会		川島町国際交流協会																		
目的	各務原市民が国際的に経済、学術、文化の幅広い交流を積極的に推進し、国際化に対応できる街づくりと国際親善を図り、ひいては世界平和に寄与する。		<ul style="list-style-type: none"> ・ 広く町民に国際交流の機会を提供する ・ 海外の文化・慣習理解を図り友好関係を醸成する ・ 家族及び地域を理解することに努め、心豊かな町づくりを推進する 																		
事業概要	各種国際交流イベントの実施 英語、中国語、韓国語等の外国語講座実施 市内在住外国人に対する生活支援 （日本語講座、各種生活情報の提供など） 国際交流に関する情報と資料の収集と作成 国際交流諸団体との協力 その他国際交流活動の推進に必要な事項		<p>海外からの訪問者のホームステイ受け入れ 日本国内在住の外国籍を有する人のホームステイ受け入れ並びに交流 町民の海外派遣、文化芸術の交流 姉妹都市、姉妹校締結推進 国際交流団体との協力 その他目的を達成するために必要な事業</p>																		
補助金	各務原国際協会事業補助金 500千円 （平成15年度予算）		川島町国際交流協会補助金 2,700千円 （平成15年度予算）																		

国際交流団体については、事業内容を検討し、統合に向けて調整を努める。

公共的団体の取扱いについては、第6回合併協議会 協議第26号「公共的団体の取扱い...」で定める限り合併時に統合されるよう...で承認されている。

調整方針

専門部会 産業部会

協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	調整方針																
3. 海外青年招致事業等	区分 各務原市 事業名 外国青年招致事業・交流職員設置事業 事業内容 国際交流員招致・交流職員設置による市民向け外国語講座開設 諸外国との交流窓口業務 教育機関・各種団体等の国際交流の場への派遣	なし	海外青年招致事業等については、新市において継続して実施する。																
	招致国等 <table border="1"> <tr> <td>交流員招致国</td> <td>人数</td> <td>対応言語</td> </tr> <tr> <td>アメリカ合衆国</td> <td>1人</td> <td>英語</td> </tr> <tr> <td>交流職員国籍</td> <td>人数</td> <td>対応言語</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>1人</td> <td>韓国語</td> </tr> <tr> <td>ブラジル(県派遣)</td> <td>1人</td> <td>ポルトガル語</td> </tr> <tr> <td>インド</td> <td>1人</td> <td>英語、ヒンディー語</td> </tr> </table>	交流員招致国		人数	対応言語	アメリカ合衆国	1人	英語	交流職員国籍	人数	対応言語	韓国	1人	韓国語	ブラジル(県派遣)	1人	ポルトガル語	インド	1人
交流員招致国	人数	対応言語																	
アメリカ合衆国	1人	英語																	
交流職員国籍	人数	対応言語																	
韓国	1人	韓国語																	
ブラジル(県派遣)	1人	ポルトガル語																	
インド	1人	英語、ヒンディー語																	
4. 国際化推進事業	対象者 市民、市内団体、国際協会、市内学校など 事業費 12,045千円(平成15年度予算) 事業名 国際交流サロン設置事業 目的 各務原市の国際化推進を図るため、国際交流相談員の設置など、国際交流サロンの整備・運営充実をめざす。	なし	国際化推進事業については、新市において継続して実施する。																
	事業内容 国際交流員・交流職員などと連携を取り 市民向けの交流機会提供 市内在住外国人へのサービス提供など 気軽な国際交流の場として運営に努める。	なし																	
5. その他	対象者 市民(市内在住外国人を含む) 設置場所 産業文化センター1階 事業費 5,297千円(平成15年度予算)	財団法人 オイスカ岐阜県支部 財団法人 日本国際連合協会岐阜県本部 財団法人 自治体国際化協会 など	加入団体については、両市町が加入している団体と調整を図る。																
	加入団体	財団法人 オイスカ岐阜県支部 財団法人 岐阜県国際交流センター <参考> 世界青年友の会 (川島町国際交流協会が加入している)																	

継 続 協 議 事 項

第 1 0 回 木曾川文化圏市町合併協議会

調整方針

専門部会 福祉部会

協議項目		各種事務事業の取扱い	
調整の方針		協議細目	
調整の方針		高齢者福祉事業	
1. 百歳祝い金	敬老事業である百歳祝い金、敬老祝い金、古希の賀、敬老会行事、老人文化週間行事については、各務原市の現行制度に統一する。高齢者生活支援事業、在宅介護支援事業については、原則として、各務原市の現行制度に統一するものとする。なお、川島町で実施している「いきいきデイサービス事業」「展望浴場」については、新市においても引き続き実施する。	川島町	調整方針
2. 敬老祝い金	敬老祝い金について は、平成17年度から各務原市の現行制度に統一する。	各務原市	調整方針
3. 古希の賀と敬老会行事	古希の賀と敬老会行事については、平成17年度から各務原市の現行制度に統一する。	川島町	調整方針
4. 老人文化週間行事	新市の住民を対象に継続して実施する。	川島町	調整方針
協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	高齢者福祉事業
調整の方針	敬老事業である百歳祝い金、敬老祝い金、古希の賀、敬老会行事、老人文化週間行事については、各務原市の現行制度に統一する。高齢者生活支援事業、在宅介護支援事業については、原則として、各務原市の現行制度に統一するものとする。なお、川島町で実施している「いきいきデイサービス事業」「展望浴場」については、新市においても引き続き実施する。	協議細目	高齢者福祉事業
項目	区分	川島町	調整方針
対象要件（年度中）	100歳到達	川島町	調整方針
年毎の予測対象者	4～5人	川島町	調整方針
祝い金額等	10万円、顕彰状、花束	川島町	調整方針
予算	500千円	川島町	調整方針
根拠	各務原市敬老祝い金支給条例	川島町	調整方針
基金の有無	無	川島町	調整方針
支給方法	市長からの手渡し	川島町	調整方針
支給時期	誕生日当日	川島町	調整方針
対象要件（年度中）	77歳・88歳・99歳到達（節目支給）	川島町	調整方針
対象年齢の区分	77歳 88歳 99歳	川島町	調整方針
年毎の予測対象者	899人 323人 10人	川島町	調整方針
祝い金額等	1万円 1万5千円 2万円	川島町	調整方針
予算	14,035千円	川島町	調整方針
根拠	各務原市敬老祝い金支給条例	川島町	調整方針
支給方法	民生委員により配布	川島町	調整方針
特記事項	平成10年度より「節目支給」に変更（4千万円削減） 在宅福祉サービスの拡充に財源転換 式典、アトラクションのみ	川島町	調整方針
行事内容	式典、アトラクションのみ	川島町	調整方針
時期	9月第1水曜日	川島町	調整方針
対象者及び参加者	年度内に70歳を迎える者のみ 60歳以上の者で整理券必要	川島町	調整方針
予算	6,510千円	川島町	調整方針
主催者	各務原市主催	川島町	調整方針
行事項目	囲碁、将棋、演芸大会、俳句、作品展示	川島町	調整方針
開催時期・期間	2月（1週間）	川島町	調整方針
行事目的	老人趣味の会の発表の機会を作り、趣味と生きがいを高める	川島町	調整方針
予算	1,300千円（演芸大会：1,205千円）	川島町	調整方針

調整方針

専門部会 福祉部会

項目	協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	調整方針
5. いきいきサービス事業	区 分	各務原市	川島町	
	対象者	在宅の虚弱高齢者	介護保健制度の要介護認定で概ね60歳以上の「自立・要支援」と認定された者	
	サービス内容	生活指導、養護、保健チェック、入浴サービス、給食サービス、送迎	生活指導、リハビリ、健康体操、送迎	
	実施場所	生きがい対応型デイサービスセンター（稲田園）	川島町生きがいセンター	
	利用料	1日800円	年間登録費 1,000円	
	利用実績	週1回（月曜日～金曜日）を限度	週3回（火曜日、木曜日、土曜日）	
		1,991人	延べ 1,264人（平成14年度実績）	
6. 展望浴場	対象者及び利用料	なし	・町在住の60歳以上の者…無料 ・町在住の20歳以上の身体障害の者…無料 ・町在住の40歳以上60歳未満の者…1回100円	「いきいきデイサービス事業」「展望浴場」については、新市においても引き続き実施する。
	所在地	* 類似施設として稲田園内に浴場有り	川島町生きがいセンター5階	
	利用実績		6,806人（平成14年度実績）	
7. 在宅介護者支援金支給事業	対象者	市内在住、介護認定を受けた者（介護度1以上）で、寝たきり度判定基準がB又はCランクまたは、痴呆度判定基準がランク以上の高齢者と同居して、在宅で介護している家族	なし	新市の住民を対象に継続して実施する。
	支給金額	年額6万円（年3回に分けて支給）		
	支給実績	307人		
8. 給食(配食)サービス事業	対象者	在宅のひとり暮らし高齢者、高齢者世帯及び重度障害者等で食事の調達、調理が困難で支援が必要であると市長が認めた健康保持と安否確認を図るため自宅に配食し、直接手渡しする		
	サービス内容			
	利用料	1食あたり300円		
	利用実績	21,393食（平成14年度実績）		
9. 徘徊高齢者検知システム設置事業	サービス内容	徘徊高齢者の早期発見のため、GPS機能の端末機を所持させ、万一の場合に備える		
	費用	設置費用を補助（利用料は利用者側で負担）		
10. 成年後見制度利用支援事業	事業内容等	民法に規定する成年後見制度に基づき、高齢者・障害者等の財産や権利行使を保証する（裁判書申立費用・後見人報酬の市費負担）		
11. 外国人高齢者福祉金支給事業	対象者	老齢基礎年金等の受給者資格を得ることができなかった外国人高齢者や重度心身障害者（大正15年4月1日以前に出生し、本市に1年以上引き続き居住している者）		
	支給金額	年間 12万円		
	支給実績	14人（平成14年度実績）		
12. その他	各務原市で実施	・地域ケア推進事業 ・生活管理ショートステイ事業 など		
	高額介護サービス事業など、両市町が同一基準にて実施している事業は、調整を必要としないため省略し、新市においても同様に実施する。			

確認事項

第10回 木曾川文化圏市町合併協議会

「合併協議項目」の協議状況 (H15.11.14現在)

基本的協議項目

	協議項目	提案日	協議状況	承認日	調整方針
1	合併の方式	H15.6.25 (第3回)	承認	H15.6.25 (第3回)	羽島郡川島町を廃し、その区域を各務原市へ編入する編入合併とする。
2	合併の期日	H15.6.25 (第3回)	承認	H15.11.1 (第8回)	平成16年11月1日(月)とする。
3	新市の名称	H15.6.25 (第3回)	承認	H15.11.1 (第8回)	新市の名称は、 ^{かかみがはらし} 「各務原市」とする。
4	新市の事務所の位置	H15.6.25 (第3回)	承認	H15.6.25 (第3回)	現各務原市役所の位置とする。
5	財産の取扱い	H15.6.25 (第3回)	承認	H15.6.25 (第3回)	両市町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。

合併特例法に規定されている協議項目

	協議項目	提案日	協議状況	承認日	調整方針
6	議会議員の定数及び任期の取扱い	H15.7.9 (第4回)	承認	H15.8.8 (第5回)	合併後、編入された区域の住民の意見を新市の行政に反映させるため、合併特例法の「在任特例」及び「定数特例」を適用するものとする。
7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	H15.7.9 (第4回)	承認	H15.7.9 (第4回)	川島町農業委員会は各務原市農業委員会に統合する。 合併特例法の規定を適用し、川島町の農業委員のうち、選挙で選出された12人は、各務原市の農業委員の在任期間だけ在任する。
8	地方税の取扱い	H15.7.9 (第4回)	継続協議		【協議内容】原則として各務原市の制度に統一する。 ただし、個人市民税の均等割、法人市民税の法人税割及び都市計画税については、不均一課税を実施する。 (都市計画税の不均一課税の方法については専門部会・幹事会において協議中)
9	一般職の職員の身分の取扱い	H15.7.9 (第4回)	承認	H15.7.9 (第4回)	川島町の定数内の職員は、すべて各務原市の職員として引き継ぐものとする。
10	新市建設計画				事務レベルで、計画素案を作成中

その他必要な協議項目

	協議項目	提案日	協議状況	承認日	調整方針
11	特別職の身分の取扱い	H15.7.9 (第4回)	承認	H15.7.9 (第4回)	(1)川島町の常勤の特別職(三役及び教育長)及び執行機関の委員(教育委員会の委員等)については、合併の前日をもって失職する。 (2)付属機関等の委員については、法令等に定めのある場合は、その規定を適用する。 なお、該当規定のない場合は、両市町の長が別に協議して定めるものとする。
12	条例、規則等の取扱い	H15.8.8 (第5回)	承認	H15.8.8 (第5回)	条例、規則等は、各務原市の条例、規則等を適用する。 ただし、各種事務事業の調整内容を踏まえて、条例、規則等の新規制定、一部改正等を行うものとする。
13	事務組織及び機構の取扱い				
14	一部事務組合等の取扱い				
15	使用料、手数料の取扱い	H15.10.7 (第7回)	承認	H15.10.7 (第7回)	使用料については、原則として、各務原市に統一するものとする。ただし、施設の規模や性格を勘案し、個別に判断すべきものは、個別の施設ごとに決定する。 手数料については、原則として、各務原市に統一するものとする。

16	公共的団体の取扱い	H15.9.5 (第6回)	承認	H15.9.5 (第6回)	公共的団体の取扱いについては、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、そのあり方について以下の方針により調整を行う。 両市町に共通する団体は、それぞれの団体の理解と協力を得ながら、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。 統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。 独自の目的を持った団体については、それぞれ自主的な判断に委ねる。	
17	補助金、交付金等の取扱い	H15.10.7 (第7回)	承認	H15.10.7 (第7回)	補助金、交付金等について、原則として、各務原市に統一するものとする。	
18	町名、字名の取扱い	H15.8.8 (第5回)	承認	H15.10.7 (第7回)	川島町内の町の名称を変更する。 川島町内の現行の町の名称の前に「川島」を付したものを変更後の町の名称とする。	
19	慣行の取扱い	H15.9.5 (第6回)	承認	H15.9.5 (第6回)	市章、シンボルマーク、市民憲章、市の木・市の花については、各務原市の現行のものを使用する。 都市宣言については、両市町の現行のものを新市に継承する。	
20	国民健康保険事業の取扱い	H15.8.8 (第5回)	承認	H15.8.8 (第5回)	国民健康保険料(税)の賦課業務に関しては、原則として各務原市の現行制度に統一するものとする。	
21	介護保険事業の取扱い	H15.9.5 (第6回)	承認	H15.9.5 (第6回)	介護保険料については、原則として各務原市の制度に統一するものとする。ただし、合併する日が属する年度及びこれに続く1年度は、不均一賦課を実施する。	
22	各種事務事業の取扱い					
	(1) 友好都市提携・国際交流事業 (都市交流)	H15.8.8 (第5回)	承認	H15.8.8 (第5回)	現在両市町で行っている国際・国内都市交流についてはこれを尊重し、新市においても継続する。	
	(2) 電算システム事業	H15.9.5 (第6回)	承認	H15.9.5 (第6回)	電算システムについては、原則として、川島町の電子データを各務原市のシステムに移行し一元化するものとする。	
	(3) 広報広聴関係事業	H15.8.8 (第5回)	承認	H15.8.8 (第5回)	広報紙、ウェブサイト(ホームページ)、まちづくりを語る会、市民相談などの各種広報広聴関係事業については、各務原市に統一する。	
	(4) 消防防災関係事業					
	(5) 交通関係事業	(コミュニティバス)	H15.8.8 (第5回)	承認	H15.8.8 (第5回)	旧川島町区域の住民サービスの低下を防ぎ、市役所本庁舎への交通アクセスを確保するため、市ふれあいバス(仮称)川島線を新設する。
		(防犯灯及び道路照明灯)	H15.11.14 (第9回)	承認	H15.11.14 (第9回)	防犯灯及び道路照明灯の設置、維持管理については、原則として、各務原市の現行制度に統一するものとする。なお、両市町が維持管理してきた合併以前の既設分については、新市が引き続き維持管理を行う。ただし、川島町の町内会内に設置されているもので「防犯灯」としての性格を有するものについては、平成17年度から5年を目処に自治会の維持管理へ移行する。
	(6) 保健事業	H15.11.14 (第9回)	承認	H15.11.14 (第9回)	「川島町保健センター」については、川島地区の健康福祉の中核施設とし、その名称を「川島健康福祉センター」とする。 各種保健予防事業については、原則として、各務原市の現行制度に統一するものとする。ただし、各事業の細部及び各市町で実施している事業・計画については、今後調整を図る。	
	(7) 障害者福祉事業	H15.10.7 (第7回)	承認	H15.10.7 (第7回)	障害者の福祉制度については、原則として、各務原市の現行制度に統一するものとする。ただし、川島町が実施し、各務原市が未実施である「補助犬育成費助成事業」については、新市においてもこれを実施する。また、川島町の「障害者小規模授産所」についても、新市にて引き続き実施する。	
	(8) 高齢者福祉事業	H15.10.7 (第7回)	一部継続協議		【協議内容】高齢者福祉事業については、原則として、各務原市に統一するものとする。なお、川島町で実施している「いきいきデイサービス事業」「展望浴場」については、新市においても引き続き実施する。 ('百歳祝い金」「敬老祝い金」については、継続協議扱い)	

(9)児童福祉事業		H15.11.14 (第9回)	継続協議		[協議内容] 保育料については、原則として、各務原市の現行制度に統一するものとする。ただし、平成17年度より最長3年間の不均一保育料とし、段階的に調整する。 「放課後児童対策事業」と各市町で実施しているその他の児童福祉事業については、新市においても引き続き実施する。
(10)その他の福祉事業		H15.10.7 (第7回)	承認	H15.10.7 (第7回)	生活保護、母子・父子家庭事業については、各務原市の現行制度に統一する。
(11)環境事業					
(12)農林水産関係事業		H15.11.14 (第9回)	承認	H15.11.14 (第9回)	農林水産関係事業については、原則として、各務原市の現行制度とし、新市においても引き続き実施するものとする。
(13)商工・観光 関係事業	(融資事業)	H15.10.7 (第7回)	承認	H15.10.7 (第7回)	融資事業については、各務原市の現行制度に統一する。
	(イベント、広域 観光)	H15.11.14 (第9回)	承認	H15.11.14 (第9回)	イベント事業、広域観光事業については、当分の間、現行のとおりとし、新市において調整する。
(14)建設関係事業	(都市計画)	H15.8.8 (第5回)	承認	H15.8.8 (第5回)	合併後速やかに岐阜都市計画区域内の川島町地域を各務原都市計画区域に変更するとともに、その内容を見直し、一体的な都市基盤整備を図る。
(15)上・下水道 事業	(下水道)	H15.11.14 (第9回)	継続協議		[協議内容] 1.「下水道使用料金」については、原則として、各務原市の現行制度に統一するものとする。ただし、「料金の徴収方法」については、合併後、早い時期に各務原市の現行制度に統一する。 2.「排水設備工事助成金」については、原則として、廃止するものとする。ただし、川島処理区においては、平成19年度まで現行制度を存続する。 3.「下水道受益者負担金」については、それぞれの市町の現行制度のまま存続する。なお、「前納報奨金制度」については、各務原市の現行制度に統一し、「農地等の徴収猶予制度」については、川島町の現行制度を基本に統一する。 4.「水洗便所改造等資金利子補給」については各務原市の現行制度に統一する。
(16)学校教育事業		H15.9.5 (第6回)	承認	H15.9.5 (第6回)	義務教育の取扱いについては、原則として各務原市の現行制度に統合するものとする。 なお、川島町の小中学校の就学区域(校区)については、現行のままとする。
(17)社会教育事業	(公民館)	H15.9.5 (第6回)	承認	H15.9.5 (第6回)	川島町公民館の名称を「各務原市川島公民館」とする。休館日及び開館時間は、合併までに調整し統一を図る。利用者については各務原市の例による。 川島町公民館主催事業は合併後5年を目処に事業の継続について調整する。
	(歴史民俗資料館)	H15.9.5 (第6回)	承認	H15.9.5 (第6回)	「川島町ふるさと史料館」を「各務原市川島ふるさと史料館」に名称変更する。 休館日及び開館時間は、合併までに調整し統一を図る。
	(図書館)	H15.9.5 (第6回)	承認	H15.9.5 (第6回)	「川島町ほんの家」を「各務原市中央図書館」の分館とし、名称を「各務原市川島ほんの家」とする。 休館日及び開館時間は、合併までに調整し統一を図る。利用者については、各務原市の例による。
(18)その他事業	(指定金融機関等)	H15.10.7 (第7回)	承認	H15.10.7 (第7回)	指定金融機関は、現行の各務原市の指定金融機関とする。収納代理金融機関として、現行の各務原市が指定する機関に加えて、新たに岐南農業協同組合及びいちい信用金庫を指定する。

第11回以降の合併協議会開催日程について

回	年月日(曜日)	時間	場所
第11回合併協議会	平成15年12月13日(土)	14:00	各務原市産業文化センター 8階第1特別会議室
第12回合併協議会	平成16年 1月15日(木)	14:00	未定
第13回合併協議会	平成16年 2月 4日(水)	14:00	未定